

宮古島市バナー広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、宮古島市有料広告掲載取扱要綱に基づき市が作成し、インターネット上に公開するホームページ(以下「ホームページ」という。)への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(種類及び位置等)

第2条 ホームページに掲載する広告は、広告内容を表す四角の画像ファイルを表示し、そのファイルから広告主が希望するサイトへのリンクが張れるもの(以下「バナー広告」という。)で、市民生活の利便性を向上させることができるものとする。また掲載数、位置等に関しては市長が定めるものとする。

(掲載基準)

第3条 掲載できる広告は、市民生活に関連したものであって、その範囲は次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (4) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、求人広告その他これらに類するもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (7) 虚位又は誇大表現で不適切なもの
- (8) 市が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (9) 情報の真意及び出所が明確でないもの
- (10) 市税(国保税を含む。)を滞納している者の広告
- (11) その他掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの

(規格)

第4条 バナー広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 縦50ピクセル、横140ピクセル、または縦100ピクセル、横140ピクセルとする。
- (2) 5 KB 以内
- (3) GIF形式(アニメーションは不可)

(掲載料)

第5条 バナー広告掲載料(以下「掲載料」という。)は、トップページにおいてはバナー広告1枠当たり次のとおりとする。

(1)縦50ピクセル、横140ピクセルについては月額10,000円とする。

(2)縦100ピクセル、横140ピクセルについては月額15,000円とする。

(掲載の募集)

第6条 バナー広告掲載の募集は、ホームページ等への掲載により行うものとする。

(掲載の申込み及び決定)

第7条 バナー広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、掲載を希望する月の1ヶ月前までに宮古島市有料広告掲載取扱要綱第7条で規定されている(第1号様式)により別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、宮古島市有料広告掲載取扱要綱第9条で規定されている、宮古島市広告選定委員会(以下「委員会」という。)による審査を得て掲載の可否を決定する。

3 市長は、前項の規定により適否を決定したときは、宮古島市有料広告掲載取扱要綱第8条第3項で規定されている、(第2号様式)により申込者に通知するものとする。

(掲載料の納付)

第8条 掲載を決定された申込者(以下「広告主」という。)は、第7条による掲載決定後、市長が指定する期日までに、市の発行する納付書により広告掲載料を納入するものとする。

(原稿の作成及び提出)

第9条 バナー広告原稿は、市が指定する方法により広告主の負担で作成し、市が指定する期日までにEメール等により提出するものとする。

(掲載期間)

第10条 バナー広告掲載期間(以下「掲載期間」という。)は、月の初日から末日までの1ヶ月を単位とし、連続する掲載期間は最大1年とする。ただし、広告掲載期間開始日又は広告掲載終了日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日ならびに12月29日から1月3日までの日に当たる場合は、市が別に定める。

(広告主の責任)

第11条 広告主は、バナー広告及びそのリンク先のホームページの内容、その他バナー広告に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、バナー広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(掲載の取下げ)

第 12 条 広告主は、バナー広告掲載後において掲載の取下げを申し出ることができる。

(掲載の取消し)

第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、バナー広告の掲載を取消することができる。

- (1) 指定する期日までに掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかったとき。
- (3) 広告主又はバナー広告内容、リンク先の広告主 WEB ページが不相当と判明したとき。
- (4) 広告主 WEB ページが事前の連絡なく閉鎖されたとき。

(広告掲載料の返還)

第 14 条 既に納付した広告掲載料は、返還しない。ただし、市長は次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 掲載開始前において、広告主の責めに帰すことができない事由により広告を掲載できなかった場合は、既納の広告掲載料の全額を返還する。
- (2) 掲載開始後において、広告主の責めに帰すことができない事由により広告を掲載することができなくなった場合は、掲載決定期間の残りの月数に応じて既納の広告掲載料を返還する。ただし、月の途中で掲載することができなくなった場合は、当該月の日数による日割りとし、1円未満は切り捨てるものとする。

2 前項ただし書きの規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

3 第 1 項ただし書きの規定にかかわらず、次に掲げる事由により、市ホームページの公開を一時休止した場合は、その期間が 1 カ月につき 3 日以内であれば広告掲載料を返還しない。

- (1) 市ホームページの維持管理を行う場合
- (2) 市ホームページのサーバ機器等に障害が発生した場合
- (3) 天災その他非常事態により市ホームページの提供が困難な場合

4 広告掲載料の返還を受けようとするものは、バナー広告掲載料返還請求書(様式第 1 号)を市長に提出するものとする。

(その他)

第 15 条 この基準に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、市長と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

この基準は、平成 21 年 7 月 24 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 23 年 3 月 8 日から施行する。

第1号様式（第14条関係）

バナー広告掲載料返還請求書

平成 年 月 日

宮古島市長 殿

請求者 住所
氏名 印
連絡先 担当部署・氏名
電話番号
FAX 番号

宮古島市ホームページへの広告の掲載料について、宮古島市バナー広告掲載取扱基準第14条第4項の規定により、次のとおり返還を請求します。

請求金額	円
返還請求期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日まで
広告掲載料 返還理由	
振込先金融機関	銀行 本店 信用金庫 支店 信用組合 支所 農協
	預金種別 普通 当座
	店番号 口座番
	口座名義人

備考

口座名義人は、請求者本人と同一名義にしてください。